

下関地域総合武道館（仮称）整備等事業

入札説明書

平成20年7月22日

山 口 県

目 次

入札説明書等の位置付け.....	1
入札に付する事業の目的及び内容.....	2
1 事業名称.....	2
2 事業場所.....	2
3 事業に供される公共施設の種類の種類等.....	2
4 公共施設の管理者の名称.....	2
5 事業の目的.....	2
6 本施設の基本理念.....	2
7 事業の範囲.....	2
8 事業者の収入.....	3
9 事業方式.....	3
10 事業期間.....	4
11 事業スケジュール(予定).....	4
12 遵守すべき法制度等.....	4
13 入札説明書等の変更.....	4
入札参加者が備えるべき参加資格要件.....	5
1 入札参加者の構成等.....	5
2 入札参加者の構成員及び協力企業の制限.....	7
3 入札参加資格要件の確認.....	9
事業者の募集及び選定スケジュール.....	10
入札に関する事項.....	11
1 入札に関する県の担当窓口.....	11
2 入札に関する手続.....	11
3 入札参加に関する留意事項.....	14
4 入札予定価格.....	16
入札書類の審査.....	17
1 事業者選定委員会.....	17
2 審査手順.....	17
3 ヒアリング等の実施.....	17
4 落札者の決定.....	17
5 入札結果の通知及び公表.....	17
6 落札者を決定しない場合.....	17

事業契約に関する事項.....	18
1 基本協定の締結.....	18
2 S P Cの設立.....	18
3 事業契約の締結.....	18
4 契約保証金.....	18
5 契約条件の変更.....	18
6 契約締結まで至らなかった場合の契約交渉.....	19
7 違約金の請求.....	19
事業実施に関する事項.....	20
1 事業者の権利義務に関する制限.....	20
2 県と事業者の責任分担.....	20
3 事業の継続が困難となった場合の措置.....	20
4 融資金融機関との協議.....	21
提出書類.....	22
1 入札説明書等に係る質問等に関する書類.....	22
2 入札参加資格要件事前確認に関する書類.....	22
3 入札書類.....	22
その他.....	24
1 法制上及び税制上の措置.....	24
2 財政上及び金融上の支援.....	24
3 その他の支援.....	24
4 不動産取得税の取扱い.....	24
5 その他.....	24
6 問合せ先.....	25

入札説明書等の位置付け

この入札説明書は、山口県（以下「県」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した下関地域総合武道館（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により募集及び選定することにおいて、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に交付するものである。

また、入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年山口県規則第159号）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、県が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に併せて交付する次の資料を含めて「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

- 1 別添資料1 「下関地域総合武道館（仮称）整備等事業 様式集」（以下「様式集」という。）
入札書類等の作成に使用する様式を示すもの
- 2 別添資料2 「下関地域総合武道館（仮称）整備等事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）
県が事業者に要求する施設整備業務及び維持管理業務の具体的なサービス水準を示すもの
- 3 別添資料3 「下関地域総合武道館（仮称）整備等事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）
入札参加者から提出された入札書類を評価する基準を示すもの
- 4 別添資料4 「下関地域総合武道館（仮称）整備等事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）
県と落札者との基本協定に係わる事項を示すもの
- 5 別添資料5 「下関地域総合武道館（仮称）整備等事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）
本事業の契約に係る事項を示すもの

なお、入札説明書等と実施方針（修正版）及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答〔平成20年7月15日公表〕に相違がある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針（修正版）及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によることとする。

入札に付する事業の目的及び内容

1 事業名称

下関地域総合武道館（仮称）整備等事業

2 事業場所

山口県下関市大字富任字小迫 198 番 17 外

3 事業に供される公共施設の種類の種類等

名称：下関地域総合武道館（仮称）（以下「本施設」という。）

種類：大道場、剣道場、柔道場、弓道場、相撲場などを有する総合武道館

4 公共施設の管理者の名称

山口県知事職務代理者 山口県副知事 西 村 亘

5 事業の目的

県では、「やまぐち未来デザイン 21 第五次実行計画」を策定（平成 18 年 3 月）し、分権時代における新たな県づくりを本格的に進めるため、県と市町と県民の皆様の役割をより重視しながら、「自立・協働・循環」の理念の下、「住み良さ日本一の元気県づくり」に取り組んでいる。

その中で、スポーツは県民の暮らしの中に定着し、人々の心を豊かにすることから、地域の元気創造をリードする「スポーツ元気県」を目指して、「県民スポーツ総参加プロジェクト」を設定し、生涯スポーツの振興による地域活性化を推進するため、下関地域をモデル地域として、「武道」をシンボルスポーツとした「スポーツによるまちづくり」の交流拠点施設となる総合武道館を整備することとしている。

6 本施設の基本理念

本施設は、以下に示す考え方に基づき、施設整備を行う。

- (1) 剣道・柔道を中心とした幅広い武道に対応した施設
- (2) 多様なスポーツに対応した施設
- (3) 県民の健康づくりに対応した施設
- (4) 地域交流から九州との海峡交流や東アジアとの国際交流まで対応した施設

7 事業の範囲

本事業は、県が事業者と締結する本事業の実施に係る契約書（以下「事業契約書」という。）に定める契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が本施設の設計及び建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中、施設の維持管理業務を行うことを事業の範囲とする。

なお、事業者が行う業務範囲は、次に示すとおりであり、詳細は、要求水準書による。

(1) 本施設の施設整備業務

- ア 事前調査業務及びその関連業務（県が示した調査以外に事業者が必要とする調査を含む。）
- イ 設計（基本設計・実施設計）及びその関連業務
- ウ 建設工事及びその関連業務
- エ 什器備品等調達・設置業務
- オ 工事監理業務
- カ 周辺地域の電波障害調査及び対策業務（建設中、建設後を含む。）
- キ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ク 建設に伴う近隣対応・対策業務
- ケ 所有権取得に係る支援業務
- コ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(2) 本施設の維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務（点検、保守その他一切の保守管理業務を含む。）
- イ 建築設備保守管理業務（設備運転・監視、点検、保守その他一切の保守管理業務を含む。）
- ウ 環境衛生管理業務
- エ 警備業務
- オ その他これらを実施する上で必要な関連業務

次の業務については、事業者が行う本事業の業務範囲には含めない。

- ・清掃業務
- ・什器備品等保守管理業務
- ・植栽及び外構維持管理業務
- ・大規模修繕業務
- ・運営業務全般

8 事業者の収入

県は、本事業において、事業者が提供するサービスに対して、事業契約書に定めるサービス対価を、本施設の引渡し時から事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

なお、サービス対価は、本施設の設計、建設等の施設整備業務に係るサービス対価及び本施設の維持管理業務に係るサービス対価からなるが、詳細な支払方法等については、事業契約書（案）のとおりである。

9 事業方式

本事業は、事業者がPFI法に基づき、自らの資金で本施設の設計・建設を行った後、県

に所有権を移転し、その上で維持管理業務を実施するB T O (Build Transfer and Operate)方式とする。

10 事業期間

本事業は、事業契約締結の日から平成33年3月31日までを事業期間とする。

11 事業スケジュール(予定)

本事業のスケジュールは、次に示すとおり予定している。

事業契約の締結時期	平成 21 年 3 月下旬
事業期間	事業契約締結日～平成 33 年 3 月 31 日
設計・建設期間	事業契約締結日～平成 23 年 6 月 30 日
竣工・引渡し	平成 23 年 6 月 30 日まで
準備期間	竣工・引渡し後、供用開始までの必要期間
供用開始日	平成 23 年 7 月中旬頃
維持管理期間	平成 23 年 7 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

12 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、P F I 法、基本方針、建築基準法、都市計画法、都市公園法、消防法その他の本事業に係るすべての法令(施行令及び施行規則等も含む。) 関連する各種要綱・基準等を遵守しなければならない。

13 入札説明書等の変更

入札説明書等の公表後、入札に参加しようとする者等からの質問を踏まえ、入札説明書等の内容の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合は、山口県地域振興部地域政策課のホームページ(以下「ホームページ」という。)において、速やかに、その内容を公表するものとする。

(ホームページアドレス

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12300/budoukan/pfi.html>)

入札参加者が備えるべき参加資格要件

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、次に示すとおりとする。

- (1) 入札参加者は、事業期間終了まで、本事業を確実に遂行する能力を有すること。
- (2) 入札参加者は、複数の企業により構成されるグループとすること。
- (3) 入札参加者は、入札の結果、落札者として決定された場合は、グループを構成する企業のうち、構成員（入札参加者のうち、SPCに出資する企業をいう。以下同じ。）の出資により、本事業を実施するための特別目的会社（以下「SPC」という。）を基本協定で定める日までに設立すること。

なお、構成員以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、当該出資者による出資比率は、事業期間中、常に出資額全体の50%未満とすること。

- (4) 構成員の中から代表者（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が入札手続を行うこと。

なお、代表企業は、事業期間中、常に最大の出資割合を保有すること。

- (5) 入札参加資格確認書類提出後の代表企業の変更は認められないこと。また、代表企業以外の構成員及び協力企業（事業開始後、SPCから直接あるいは間接的に業務を受託し、又は請負うことを予定している者のうち、構成員以外の者をいう。以下同じ。）の変更は原則として認められないが、やむを得ない事情が生じた場合の追加又は変更については、県の承認を得た場合に限り認めるものであること。

なお、協力企業のうち、「各業務の主たる業務に主として当たる協力企業」及び「SPCから直接的に業務を受託等する協力企業」については、必ず入札参加者となるものとし、入札参加資格確認書類の提出時に明らかにする必要があること。その他の協力企業については、業務開始前までに県に報告するものであること。

- (6) 一の入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできないこと。

- (7) 入札参加者の構成員及び協力企業のうち設計、工事監理、建設、維持管理の各業務の主たる業務に主として当たる者は、それぞれア、イ、ウ、エの要件を満たすこと。

ただし、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができるが、建設業務に当たる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできないこと。

なお、入札参加者となる者は、ア、イ、ウ、エの要件に該当しない者であっても、業務を行うに当たって必要となる県の競争入札参加資格を有していること。県の競争入札参加資格を有していない者は、入札参加資格確認書類の受付締切日までに登録を行うこと。

ア 設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、次に示す(ア)及び(イ)の要件については、すべての企業でいずれにも該当し、(ウ)の要件は、少なくとも1社で該当すること。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項及び第3項の規定による一級建築士事務所として登録されていること。

- (イ) 建築工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成 18 年山口県告示第 663 号）2 の（1）の規定により格付けされた一般競争入札及び指名競争入札参加資格が「建築関係建設コンサルタント」の「A 等級」で登録されていること。
- (ウ) 平成 10 年 4 月以降に竣工又は設計が完了した延床面積 5,000 m²以上かつアリーナの競技床面積が 1,000 m²以上の体育施設等の類似施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。（共同企業体としての実績については、その出資比率が 20% 以上の場合に限る。）

イ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、次に示す(ア)及び(イ)の要件については、すべての企業でいずれにも該当し、(ウ)の要件は、少なくとも 1 社で該当すること。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定による一級建築士事務所として登録されていること。
- (イ) 建築工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成 18 年山口県告示第 663 号）2 の（1）の規定により格付けされた一般競争入札及び指名競争入札参加資格が「建築関係建設コンサルタント」の「A 等級」で登録されていること。
- (ウ) 平成 10 年 4 月以降に竣工又は設計が完了した延床面積 5,000 m²以上かつアリーナの競技床面積が 1,000 m²以上の体育施設等の類似施設の工事監理実績又は設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。（共同企業体としての実績については、その出資比率が 20% 以上の場合に限る。）

ウ 建設業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、次に示す(ア)及び(イ)の要件については、すべての企業でいずれにも該当し、(ウ)及び(イ)の要件は、少なくとも 1 社で該当すること。

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、「建築一式工事」につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- (イ) 建築工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成 18 年山口県告示第 663 号）2 の（1）の規定により格付けされた一般競争入札及び指名競争入札参加資格が「建築一式工事」の「A 等級」で登録されていること。
- (ウ) 国土交通大臣又は都道府県知事が通知した建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値のうち直近のものの「建築一式工事」の数値が 1,200 以上であること。
- (イ) 平成 10 年 4 月以降に竣工した延床面積 5,000 m²以上かつアリーナの競技床面積が 1,000 m²以上の体育施設等の類似施設の施工実績を有していること。（共同企業体としての実績については、その出資比率が 20% 以上の場合に限る。）

エ 維持管理業務を行う者

- (ア) 本業務を行うに当たって必要となる、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成 19 年山口県告示第 356 号）1 の(1)の規定により格付けされた「施設の管理運営」、「電気設備保守」及び「空調設備保守」の一般競争入札及び指名競争入札参加資格を有すること。
- (イ) 平成 10 年 4 月以降にアリーナを有する体育施設等の類似施設の 1 年以上の維持管理実績を有すること。

2 入札参加者の構成員及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者
- (3) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者
- (4) 山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けている者
- (5) 業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領の規定による参加停止措置を受けている者
- (6) 直近 2 事業年度の法人税又は所得税、消費税及び県税に係る徴収金を滞納している者
- (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 107 条によりなお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理開始の申立てがなされている者又は整理開始を命ぜられている者
- (8) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしている者
- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
ただし、その者が競争入札参加資格に係る再審査の申請を行い、県知事による当該資格の再認定を受けた場合を除く。
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者

ただし、その者が競争入札参加資格に係る再審査の申請を行い、県知事による当該資格の再認定を受けた場合を除く。

- (11) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び第 6 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずるもの
- (13) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者の統制の下にある者
- (14) S P C に対する請負を県に対する請負とみなした場合に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 又は第 142 条（同法第 166 条第 2 項及び第 168 条第 7 項において準用する場合を含む。）若しくは第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
- (15) 本事業に係るアドバイザー業務及び P F I 導入可能性調査に関与した者又はこれらと資本面若しくは人事面において関連がある者

ア 本事業に係るアドバイザー業務及び P F I 導入可能性調査に関与した者は、次のとおりである。

【アドバイザー業務】

【P F I 導入可能性調査】

- ・株式会社 日建設計総合研究所
- ・株式会社 日建設計
- ・株式会社 日建設計シビル
- ・東京青山・青木・狛法律事務所
- ・あずさ監査法人
- ・M A & P 総合会計事務所
- ・パシフィックコンサルタンツ 株式会社

イ 資本面若しくは人事面において関連がある者とは、次の者をいう。（（16）、（18）において同じ。）

- (ア) 本事業に係るアドバイザー業務及び P F I 導入可能性調査に関与した者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
 - (イ) 本事業に係るアドバイザー業務及び P F I 導入可能性調査に関与した者が発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
 - (ウ) 代表権を有する役員が、本事業に係るアドバイザー業務及び P F I 導入可能性調査に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者
- (16) 「下関地域総合武道館（仮称）整備等事業」事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において関連がある者

なお、事業者選定委員会の委員公表日以降に、本事業について委員長及び委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

【「下関地域総合武道館（仮称）整備等事業」事業者選定委員会委員】

委員長	吉村 弘	山口大学名誉教授 北九州市立大学大学院社会システム研究科教授
委員 (五十音順)	稲井 栄一	山口大学大学院理工学研究科教授
	中村 泰	日本政策投資銀行中国支店企画調査課長
	中山 修身	弁護士(中山・石村法律事務所)
	前田 哲男	山口県立大学地域共生センター教授
	八代 勉	筑波大学名誉教授 東亜大学人間科学部教授

- (17) 他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加している者
- (18) 他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加している者のいずれかと資本金又は人事面において関連がある者

3 入札参加資格要件の確認

(1) 入札参加資格要件の確認基準日

入札参加資格要件の確認基準日は、入札参加資格確認書類の受付締切日とする。

(2) 入札参加資格要件の確認基準日以後の取扱い

入札参加資格要件の確認基準日以後、事業契約締結日までの間に、入札参加者の代表企業が入札参加資格要件を欠くこととなった場合は、当該入札参加者は失格とする。

なお、入札参加者の代表企業を除く構成員又は協力企業のいずれかが入札参加資格要件を欠くこととなった場合には、当該入札参加者は直ちに失格とはならず、県と協議の上、県が当該構成員又は協力企業の除外又は変更を書面により認めた場合に限り、当該入札参加者は失格とならないものとする。

(3) 入札参加資格要件の事前確認

入札参加資格確認書類の受付に先立ち、希望する者に対して入札参加資格要件事前確認書類による入札参加資格要件の事前確認を行う。

なお、入札参加資格要件の事前確認の回答は、当該書類の受付締切日時点での可否のみを当該者のみに書面により行うものとする。

事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次に示すとおりとする。

日 程	スケジュール
平成 20 年 7 月 22 日	入札公告及び入札説明書等の公表
平成 20 年 8 月 7 日	入札説明書等に関する第 1 回質問の受付締切
平成 20 年 9 月 4 日	入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答
平成 20 年 9 月 11 日	入札説明書等に関する第 2 回質問の受付締切
平成 20 年 9 月 11 日	入札参加資格要件事前確認書類の受付締切
平成 20 年 9 月 19 日	入札参加資格要件事前確認の通知
平成 20 年 9 月 26 日	入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答
平成 20 年 9 月 29 日 ~ 平成 20 年 10 月 20 日	入札参加者番号の交付
平成 20 年 10 月 22 日	入札書類（入札参加資格確認書類、入札提案書類）の受付、入札及び開札
平成 20 年 10 月 30 日	入札参加資格確認通知
平成 20 年 11 月 6 日	入札参加資格がないと認められた者からの理由の説明要求の受付締切
平成 20 年 11 月 14 日	入札参加資格がないと認められた者からの理由の説明要求に対する理由の説明期限
平成 20 年 11 月下旬	落札者の決定、公表
平成 20 年 12 月上旬	基本協定の締結
平成 21 年 1 月下旬	事業仮契約の締結
平成 21 年 3 月下旬	事業契約の締結

入札に関する事項

1 入札に関する県の担当窓口

入札手続に関する県の担当窓口は、次に示すとおりである。

なお、各手続、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

山口県 地域振興部 地域政策課 地域企画班
〒753 - 8501 山口県山口市滝町 1 番 1 号 (山口県庁 7 階南側)
電話 : 083 - 933 - 2546
FAX : 083 - 933 - 2539
E-mail : a12300@pref.yamaguchi.lg.jp

2 入札に関する手続

(1) 入札公告及び入札説明書等の配付

県は、平成20年7月22日(火)に、本事業の入札を実施する旨を山口県報に登載し、公告するとともに、ホームページにおいて公表する。

なお、入札説明書等は、次に示すとおり配付する。(配付は、1企業当たり1部とする。)

ア 配付期間：平成20年7月22日(火)～平成20年9月11日(木)

午前9時から正午及び午後1時から5時

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

イ 配付場所：県の担当窓口

(2) 入札説明会

入札説明書等に関する説明会は、開催しない。

(3) 入札説明書等に関する第1回質問受付

入札説明書等に関する第1回質問を、次に示すとおり受け付ける。

ア 受付期間：平成20年7月31日(木) 午前8時30分～

平成20年8月7日(木) 午後5時15分

イ 提出方法：「入札説明書等に係る質問書(様式1-1～1-6)」に記入の上、原則として、電子メールでファイルを添付して提出すること。

なお、メールタイトルは、必ず「入札説明書等に係る質問書」とすること。

ウ 提出先：山口県 地域振興部 地域政策課 地域企画班

E-mail : a12300@pref.yamaguchi.lg.jp

(4) 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答を、次に示すとおり行う。

ア 回答日：平成20年9月4日(木)

イ 回答方法：ホームページにおいて公表する。

なお、質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関し質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると質問者から申出があり、県がそれを合理的と認めたものは除くこととする。

また、質問者の名前は公表しないものとし、県は、質問に対して個別に回答はしないが、提出のあった質問のうち、県が必要と判断した場合には、質問者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

(5) 入札参加資格要件事前確認書類の受付及び回答

入札参加資格確認書類の受付に先立ち、希望する者に対して入札参加資格要件事前確認書類による入札参加資格要件の事前確認を、次に示すとおり行う。

ア 受付期間：平成20年9月5日（金）～平成20年9月11日（木）

午前9時から正午及び午後1時から5時

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

イ 提出書類：「入札参加資格要件事前確認書類(様式3-1～3-6)」

ウ 提出方法：提出は、持参とする。

エ 提出先：県の担当窓口

オ 回答方法：当該書類の受付締切日時点での可否のみを、平成20年9月19日（金）までに、当該者のみに書面により回答する。

(6) 入札説明書等に関する第2回質問受付

入札説明書等に関する第2回質問を、次に示すとおり受け付ける。

ア 受付期間：平成20年9月5日（金）午前8時30分～

平成20年9月11日（木）午後5時15分

イ 提出方法：「入札説明書等に係る質問書(様式1-1～1-6)」に記入の上、原則として、電子メールでファイルを添付して提出すること。

なお、メールタイトルは、必ず「入札説明書等に係る質問書」とすること。

ウ 提出先：山口県 地域振興部 地域政策課 地域企画班

E-mail：a12300@pref.yamaguchi.lg.jp

(7) 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する第2回質問に対する回答を、次に示すとおり行う。

ア 回答日：平成20年9月26日（金）

イ 回答方法：ホームページにおいて公表する。

なお、質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関し質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると質問者から申出があり、県がそれを合理的と認めたものは除くこととする。

また、質問者の名前は公表しないものとし、県は、質問に対して個別に回答はしない

が、提出のあった質問のうち、県が必要と判断した場合には、質問者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

(8) 入札参加者番号の交付

事業提案書には、入札参加者番号（以下「参加者番号」という。）のみを記載することとし、入札参加者が特定できないものとする。そのため、入札への参加を希望するグループは事前に参加者番号の交付を受けるものとする。

ア 受付期間：平成20年9月29日（月）～平成20年10月20日（月）

午前9時から正午及び午後1時から5時

イ 申請書類：「入札参加者番号請求書（様式2）」

ウ 申請方法：申請は、交付場所まで持参とする。

エ 交付場所：県の担当窓口

(9) 入札書類の受付

入札参加者は、入札に必要な書類（以下「入札書類」という。）を次に示すとおり、持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、受付日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

ア 受付日時：持参の場合は、平成20年10月22日（水）午前11時

郵送の場合は、平成20年10月21日（火）午後5時15分

なお、郵送の場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、外封筒に「下関地域総合武道館（仮称）整備等事業に係る入札書在中」と必ず朱書して、書留で山口県地域振興部地域政策課地域企画班に上記時間までに必着とする。入札執行日の前日までに入札書を持参する場合も、郵送と同様とすること。

イ 提出書類：入札書類（詳細は、「提出書類」を参照）

<入札参加資格確認書類>

(ア) 「入札参加表明書関係書類(様式 1～ 5)」

(イ) 「入札参加資格確認申請書関係書類(様式 1～ 7)」

<入札提案書類>

(ウ) 「入札書関係書類(様式 A 1～ A 4)」

(I) 「事業提案書(様式 B 1～ I 2)」

ウ 提出場所：山口県山口市滝町1番1号

山口県庁本館棟 12階 地域振興部1号会議室

(10) 入札及び開札

入札には代表企業のみが参加するものとし、「委任状(構成員 代表企業)(様式 3)」を提出するものとするが、代表企業の代理人が参加する場合は、「委任状(代表企業用)(様式 4)」も併せて提出するものとし、これらの委任状の提出がない者は、入札に参加できない。

また、開札は、入札終了後、原則として入札参加者全員の立会いの下で行うものとするが、開札の場で入札価格の公表は行わない。

なお、開札の結果、予定価格を上回る入札をした者は、失格とする。

ア 入札日時：平成20年10月22日（水）午前11時（入札終了後、開札）

イ 入札場所：山口県庁本館棟 12階 地域振興部1号会議室

(11) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、平成20年10月30日（木）までに、入札書類を提出した入札参加者の代表企業に対して通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

(12) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、次に示すとおり県に対して書面により、その理由について説明を求められることができる。

なお、県は、理由の説明を求められた場合は、平成20年11月14日（金）までに、書面により回答する。

ア 受付期間：平成20年10月31日（金）～平成20年11月6日（木）

午前9時から正午及び午後1時から5時

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

イ 提出方法：書面の書式は任意とし、提出は持参とする。

ウ 提出先：県の担当窓口

3 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 入札参加に係る費用負担

入札参加に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(4) 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

入札参加者から提出された入札提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、県は、落札者となった入札参加者から提出された入札提案書類について、本事業の公表その他県が必要と認めるときは、当該入札提案書類の全部又は一部を無償及び無断で使用できるものとする。

また、落札者以外の入札参加者から提出された入札提案書類については、県による本事業の公表以外には当該入札参加者に無断で使用しないものとする。

(6) 特許権等

入札参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。

(7) 入札書類の変更等

提出された入札書類は、変更、差し替え又は再提出はできない。

(8) 入札書類の取扱い

提出された入札書類は、返却しない。

(9) 県等が提示した資料の取扱い

県が提示した資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

なお、下関市が必要に応じて提示した資料についても同様とする。

(10) 公正な入札の確保

入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

なお、後日、本事業の入札に関し不正な行為が判明した場合には、事業契約の解除等の措置をとることがある。

(11) 入札の延期等

天災地変その他やむを得ない理由により、入札の執行ができないとき、又は入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

(12) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効入札とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する者のした入札

- イ 入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- ウ 所定の日時、場所に提出されず又は所定の日時までには所定の場所へ郵送されない入札
- エ 直接又は郵便（持参を含む。）以外の方法により行われた入札
- オ 入札書に記名押印（署名を習慣とする外国人にあっては、自署）のない入札
- カ 入札書記載の価格、氏名その他必要な事項を確認できない入札
- キ 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- ク 入札書の重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札
- ケ 提出された入札書の書き換え、引き換え又は撤回をした入札
- コ 同一の入札者又はその代理人が、同一事項に二通以上の入札をした入札
- サ 同一人が二人以上の入札者の代理人としてした入札
- シ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ス 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札

なお、後日、当該入札に係る不正な行為が判明した場合には、事業契約を締結しないこととし、又は事業契約の解除等の措置をとることがある。

(13) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者の代表企業に通知する。

4 入札予定価格

本事業の入札予定価格は、次に示すとおりとする。

入札予定価格 4,991,880,293円（消費税込み）

上記の入札予定価格は、事業期間にわたって県が事業者を支払う本施設の施設整備業務に係るサービス対価及び維持管理業務に係るサービス対価を単純に合計した金額である。

なお、事業契約書(案)に規定する金利変動及び物価変動に応じた改定は見込んでいない。

入札書類の審査

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札によるものとし、入札予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利な入札を行った者とする。

なお、落札者の決定は、「落札者決定基準」に基づき行うものとする。

1 事業者選定委員会

審査は、落札者決定基準に基づき、事業者選定委員会が行う。

なお、事業者選定委員会の委員については、「 . 2 . (16)」に示したとおりである。

2 審査手順

事業者選定委員会は、入札参加資格があると認めた者から提出された入札提案書類の内容が、県が要求する本施設の施設整備業務及び維持管理業務に関する要求水準を満たす場合に、入札価格及び事業提案書の内容に係る審査を行う。

3 ヒアリング等の実施

県は、入札参加者に対し、事業提案書の内容に関する説明を求める必要がある場合は、ヒアリング（書類形式を含む。）を実施することがある。

なお、その場合の詳細な日程等については、別途、入札参加者に対して通知するものとする。

4 落札者の決定

事業者選定委員会は、入札価格及び事業提案書の内容について総合評価した提案審査の結果に基づき、最優秀提案を選定する。県は、事業者選定委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

5 入札結果の通知及び公表

県は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して入札結果を通知するとともに、ホームページ等において入札結果を公表する。

6 落札者を決定しない場合

県は、事業者の募集及び選定において、入札参加者がいない、又はいずれの入札参加者の提案においても県の財政負担の軽減の達成が見込めない等の理由により、落札者を決定しない場合がある。

その場合、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断したときには、特定事業の選定を取り消すことがあり、その旨をホームページにおいて、速やかに公表する。

なお、この場合、入札に関する費用は入札参加者各自が負担する。

事業契約に関する事項

1 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後、速やかに事業契約の締結に関する基本協定書（案）に基づき、県と基本協定を締結しなければならないものとする。

2 S P Cの設立

落札者となった入札参加者の構成員は、基本協定で定める日までに、本事業の実施を目的とするS P Cを、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として山口県内に設立するものとする。

3 事業契約の締結

(1) 事業仮契約の締結

県は、前記2に示すS P Cと事業契約に係る事業仮契約を締結する。

(2) 事業契約の締結

本事業は、P F I法第9条の規定により山口県議会の議決に付さなければならない契約であり、事業仮契約締結後、山口県議会の議決を経た後に、県知事が事業者に対して、事業契約を成立させる旨を意思表示したときに、事業仮契約は本契約としての効力が生ずるものとする。

なお、県と事業者との間において、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、県及び事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、県及び事業者は、相互に債権債務の関係は生じないものとする。

4 契約保証金

事業者は、事業契約書に定める「施設整備費相当額」のうち、「施設整備費」並びにその消費税及び地方消費税の合計の10%以上の額の契約保証金を事業契約と同時に納付しなければならない。

ただし、事業者は、建設工事の履行を確保するため、契約保証金に代わり担保となると県が認めたと有価証券等の提供によってこれに代えることができるものとし、又は事業契約締結の日から本施設の引渡予定日までを期間として、事業契約書に定める「施設整備費相当額」のうち、「施設整備費」並びにその消費税及び地方消費税の合計の10%以上について、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、これを免除する。

5 契約条件の変更

契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、事業者の入札価格及び事業提案書の内容並びに入札説明書等に示した契約条件について、変更できないことに留意すること。

6 契約締結まで至らなかった場合の契約交渉

落札者が契約を締結しない場合、県は落札者を除く入札参加者のうち、落札者決定基準に基づく総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある。（地方自治法施行令第167条の2の規定に基づく随意契約）

7 違約金の請求

事業者は、落札者又は事業者の責めに期すべき事由により事業契約を締結しない場合又は締結できない場合は、違約金として事業契約の契約金額となるべき金額の100分の5に相当する金額を県に支払わなければならない。

なお、事業契約締結に係る事業者の弁護士費用、印紙代等は、事業者の負担とする。

事業実施に関する事項

1 事業者の権利義務に関する制限

(1) 事業者の事業契約上の地位の譲渡等及び株式等の発行

県の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならないものとする。

なお、株式、新株予約権、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。

(2) S P Cの株式の譲渡・担保提供等

本事業を実施するために設立されたS P Cに出資を行った者は、本事業が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないものとする。

2 県と事業者の責任分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。したがって、事業者が実施する本事業の施設整備業務及び維持管理業務の責任は、原則として事業者が負うものとするが、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

県と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりであり、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で入札を行うものとする。

なお、事業契約書（案）に示されていない場合は、双方の協議により事業契約書で定めるものとする。

(3) 保険

事業者は、事業契約書（案）に示す保険を付保するとともに、保険により費用化できるリスクについては、合理的範囲で付保するものとする。

3 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

なお、詳細については、事業契約書（案）を参照のこと。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが事業契約に定める県の要求水準を下回る場合その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、県は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施若しくは

治癒を求めることとする。この場合において事業者が当該期間内に改善若しくは治癒をすることができなかつたときは、県は、事業契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化したことその他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県は事業契約を解除することができる。

なお、契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書で規定する。

(2) 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

県の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

なお、契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書で規定する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

ア 不可抗力、その他県又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、県と事業者は事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が整わないときは、事業者に事前に書面による通知を行うことにより、県は、事業契約を解除することができるものとする。

ウ 前号の規定により事業契約が解除される場合の具体的な内容については、事業契約書において示す。

4 融資金融機関との協議

事業者は、県が本事業に関して、事業の継続性をできるだけ確保する目的で、事業者に融資する金融機関（以下「融資金融機関という。」）と直接協議を行い、契約を締結する必要があることを予め承諾するものとする。かかる協議においては、概ね以下の事項を定めることとする。

(1) 県が事業契約を終了させる際の融資金融機関への通知及び協議に関する事項

(2) 事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金融機関又はその指定する第三者に譲渡し、又は担保提供する場合の県の書面による承諾に関する事項

(3) 融資金融機関が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の県との協議に関する事項

提出書類

提出書類は、次に示すとおりとし、会社概要書を除く各書類の様式は本様式集による。
なお、詳細は、様式集作成要領を参照すること。

1 入札説明書等に係る質問等に関する書類

(a)	入札説明書等に係る質問書	(様式1-1~1-6)
(b)	入札参加者番号請求書	(様式2)

2 入札参加資格要件事前確認に関する書類

(a)	入札参加資格要件事前確認書類	(様式3-1~3-6)
-----	----------------	-------------

3 入札書類

入札時に提出する入札書類は、次に示すとおりとする。

(1) 入札参加資格確認書類

ア 入札参加表明書関係書類

(a)	入札参加表明書	(様式 -1)
(b)	入札参加者構成員及び協力企業一覧	(様式 -2)
(c)	委任状(構成員及び協力企業 代表企業)	(様式 -3)
(d)	委任状(代表企業用)	(様式 -4)
(e)	使用印鑑届	(様式 -5)

イ 入札参加資格確認申請書関係書類

(a)	入札参加資格確認申請書	(様式 -1)
(b)	入札参加者構成員及び協力企業役割分担表	(様式 -2)
(c)	設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 -3)
(d)	工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 -4)
(e)	建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 -5)
(f)	維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 -6)
(g)	構成員等の制限に該当しないことの確認書(構成員及び協力企業)	(様式 -7)
(h)	会社概要書(構成員及び協力企業全社分)	任意

(2) 入札提案書類

ア 入札書関係書類

入札提案書類提出書	(様式A -1)
入札提案書類確認リスト	(様式A -2)
入札書	(様式A -3)
入札金額計算書	(様式A -4)

イ 事業提案書

事業提案書	事業提案書(表紙)	(様式B -1)
	要求水準書に関する確認書	(様式B -2)
	基礎審査チェックリスト	(様式B -3)
	1 事業計画	(様式C -1 ~ C -5)
	2 施設整備計画	(様式D -1 ~ D -10)
	3 維持管理計画	(様式E -1 ~ E -5)
	4 計画図面等提案書類	(様式F -1 ~ F -13)
	5 事業収支等提案書類	(様式G -1 ~ G -7)
6 提案価格等提案書類	(様式H -1 ~ H -6)	
7 事業全体スケジュール	(様式I -1 ~ I -2)	

(3) その他書類

(a)	入札参加者構成員変更兼追加承認願	(様式)
-------	------------------	--------

その他

1 法制上及び税制上の措置

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は、特に想定していない。

2 財政上及び金融上の支援

財務上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで行うこととする。

3 その他の支援

その他の支援については、次のとおりとする。

(1) 事業実施に必要な許認可等に関し、県は必要に応じて協力を行う。

(2) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、県と事業者で協議を行う。

4 不動産取得税の取扱い

本施設に係る不動産取得税については、事業者と建設企業が締結する請負契約において、事業者を当該施設の原始取得者とする旨の特約を規定することにより、課税されないことを想定している。

ただし、事業者の責に帰すべき事由により、完工後6か月を越えて県に所有権を移転した場合、又は県に所有権を移転するまでに本施設を使用した場合は課税される。この場合、不動産取得税は事業者の負担とする。

5 その他

(1) 誠実な業務遂行義務

事業者は、入札提案書類及び入札説明書等並びに事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行するものとする。

なお、事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的な措置に従うものとする。

(2) 事業契約に違反した場合等の取扱い

事業契約締結後、契約に違反した事業者又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適切であると認められる事業者又は落札者となった入札参加者の構成員については、山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領又は業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領の規定に基づき、当該事実が判明した時から24月の範囲内において、県が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

(3) 事業契約に関する紛争の処理

事業契約に関する紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(4) 本事業に関する情報の提供

本事業に関する情報の提供は、適宜、ホームページ等において行う。

6 問合せ先

担 当 部 署：〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号（山口県庁7階南側）

山口県 地域振興部 地域政策課 地域企画班

担当：河野（かわの）

電 話：083-933-2546

F A X：083-933-2539

E - m a i l：a12300@pref.yamaguchi.lg.jp